

東京都特定有人国境離島地域航空路運賃補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、東京都における特定有人国境離島地域（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）（以下「法」という。）第2条第2項に規定するものをいう。以下「国境離島地域」という。）において事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、国が定める「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱」（平成29年4月3日付府海事第7号。以下「国の要綱」という。）及び東京都補助金等交付規則（昭和37年規則第141号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、法第10条第1項に規定する地域社会の維持に関する計画に基づく事業の実施に要する経費の一部を交付し、もって国境離島地域における継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 国境離島地域とその他の東京都内を連絡する航空路における航空法（昭和27年法律第231号）第2条第20項に規定する国内定期航空運送事業（以下「航空路事業」という。）に対する国の要綱第24条に基づく住民等の運賃の低廉化を行う事業とする。

(事業実施者)

第4条 事業実施者は、第6条に規定する対象航空路の航空路事業を営む者かつ、国の要綱第22条に規定する航空路運賃低廉化事業により運賃の低廉化を実施する者とする。

(航空路運賃低廉化の対象となる者)

第5条 航空路運賃低廉化事業による運賃低廉化の対象となる者は、国境離島地域である町村に住民登録を持つ者及びこれに準ずる者として当該町村長が認める者とする。

(補助対象経費)

第6条 運航費補助対象経費は、次の第1号に定める額と第2号に定める額との差額に住民等の利用人員及び108分の100を乗じて得た額とする。

(1) 国の要綱第25条第1項第1号に基づく普通旅客運賃から、事業

実施者による国境離島地域である町村に住民登録を持つ者に適用される割引運賃又は別途定める割引額を除いたものであって内閣総理大臣の確認を受けた運賃（以下「基準航空路運賃」という。）

（２）航空路運賃低廉化事業により住民等に適用する運賃は、別表に定める額

２ 前項のほか、知事が特に認める費用についても補助対象経費とすることができる。

（補助金の額）

第 7 条 補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費の額とする。

（補助金の交付の申請）

第 8 条 事業実施者は、東京都特定有人国境離島地域航空路運賃補助金交付申請書（第 1 号様式）を補助金の交付を受けようとする会計年度の 4 月末日（特にやむを得ない理由がある場合にあっては、知事の指定する日）までに、知事に提出するものとする。

２ 前項の申請書には、定款及び最近の損益計算書、貸借対照表、営業報告書、印鑑証明書、その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

（補助金交付決定通知）

第 9 条 知事は、補助金の交付を決定したときは、東京都特定有人国境離島地域航空路運賃補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により補助金の交付を申請した者に通知する。

（補助金の交付の条件）

第 10 条 知事は、補助金の交付の決定に際し、その目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（対象事業の内容変更等）

第 11 条 事業実施者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ補助金に係る東京都特定有人国境離島地域航空路運賃補助金対象事業計画変更等承認申請書（第 3 号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）対象事業の内容を変更しようとする場合

（２）対象事業を中止または廃止しようとする場合

２ 知事は、前項 1 号の規定による申請の内容を審査し、承認することを決定したときは変更承認通知書（第 4 号様式）により、承認しないことを決定したときは変更不承認通知書（第 5 号様式）により通知する。

(対象事業実績報告)

第12条 事業実施者は、毎月20日までに前月分の対象事業実績を東京都特定有人国境離島地域航空路運賃補助金航空路運賃低廉化事業実績報告表(第6号様式)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。なお、当該年度の最終報告については、対象事業の完了した日から起算して1月以内又はその翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払の請求等)

- 第13条 第9条の規定により交付決定の通知又は第11条の規定により変更承認の通知を受けた事業実施者は、第9条又は第11条により通知された額の範囲内で、前条の実績報告に基づき年3回まで東京都特定有人国境離島地域航空路運賃補助金概算払請求書(第7号様式)を提出することができる。
- 2 前項の規定により概算払の請求があったときは、知事は、補助事業の遂行上必要があると認める場合に、予算の範囲内で交付することができる。

(補助金の額の確定)

- 第14条 知事は、第12条の報告に係る対象事業の年度合計が補助金交付額の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは交付額を確定し、東京都特定有人国境離島地域航空路運賃補助金の額の確定通知書(第8号様式)により事業実施者に通知するものとする。
- 2 事業実施者が、対象事業の全部又は一部を実施しなかったときは、その実施しなかった割合に応じ、知事は、第9条の東京都特定有人国境離島地域航空路運賃補助金決定通知書に記載された額の一部又は全部を減額して当該年度の補助金の額を確定する。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(補助金の交付等)

第15条 前条の規定による通知を受けた事業実施者は、補助金の交付を受けようとするときは、東京都特定有人国境離島地域航空路運賃補助金請求書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

- 第16条 知事は、事業実施者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) この要綱の規定に違反するとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(４) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(５) 法令又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

- ２ 知事は、前項の取消しを決定した場合においては、その旨を事業実施者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第１７条 知事は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定の取消しの通知をした日から２０日以内の期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

- 第１８条 補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、その返還を命じたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年１０．９５パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金を納付しなければならない。
- ２ 補助金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年１０．９５パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。）で計算した延滞金を納付しなければならない。

(財産の管理等)

- 第１９条 事業実施者は、第６条で規定する補助対象経費により取得又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的にしたがってその効率的運用を図らなければならない。
- ２ 事業実施者は、取得財産等について知事が指示する内容を都に報告し、取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第２０条 事業実施者は、取得財産等について、知事が定める期間内において、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けまたは担保に供しようとする時は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- ２ 事業実施者は、前項の場合において、当該取得財産等を処分することにより収入がある場合には、知事の請求に応じてその収入の全部又は一部を都に納付しなければならない。

- 3 取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

(補助金の整理)

第 21 条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

附 則 (平成 29 年 6 月 26 日付 29 港島管第 364 号)

第 1 条 この交付要綱は、平成 29 年度東京都離島航空路線運航費補助金から適用する。

第 2 条 平成 29 年度における補助金の交付の申請については、第 8 条中「特にやむを得ない理由がある場合にあっては、知事の指定する日」とあるのを「第 6 条第 1 項第 2 号に基づく運賃を適用する日から 1 月以内」と読み替えるものとする。

別表（第6条第1項第2号関係）

調布飛行場 — 三宅島空港 路線	1 0 , 4 0 0 円
羽田空港 — 八丈島空港 路線	1 3 , 5 0 0 円